



県章

山形県公報

令和7年6月10日（火）

第611号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…641
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定……………（同）…642
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の
指定に係る事業の廃止……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 同……………（同）…643
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同

公 告

- 指定管理者の募集……………（障がい福祉課）…同
- 同……………（同）…645
- 同……………（同）…646
- 同……………（産業創造振興課）…647
- 家畜商講習会の開催……………（畜産振興課）…648
- 指定管理者の募集……………（水産振興課）…649
- 同……………（同）…650
- 同……………（森林ノミクス推進課）…651
- 同……………（都市計画課）…652
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（教育局）…653
- 同……………（同）…同
- 指定管理者の募集……………（教育委員会）…654
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（監査委員）…655
- 指定管理者の募集……………（企業局）…657

告 示

山形県告示第453号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	指定年月日
特定非営利活動法人あゆむ 長井市清水町一丁目8番1号	保育所等訪問支援事業所あゆむ ZIBUN LABO 長井市台町3752番地の1	保育所等訪問支援	令和7.6.1

山形県告示第454号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
合同会社プリングスマイル 米沢市万世町桑山2194番地	シエンズホームケア事務所米沢 米沢市大町三丁目6番39号	居 宅 介 護	令和 7. 6. 1
合同会社プリングスマイル 米沢市万世町桑山2194番地	シエンズホームケア事務所米沢 米沢市大町三丁目6番39号	重 度 訪 問 介 護	同

山形県告示第455号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	極楽麦酒本舗 米沢市中央二丁目3番18号	就労継続支援（A 型）	令和 7. 5. 31
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	極楽麦酒本舗 米沢市中央二丁目3番18号	就労継続支援（B 型）	同

山形県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営荒瀬川南部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称
県営荒瀬川南部地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 縦覧に供する期間
令和7年6月12日から同年7月10日まで
- その他
 - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営最上川下流左岸（最上川）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営最上川下流左岸（最上川）地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所及び庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和7年6月12日から同年7月10日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市文下地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和7年5月30日から同年9月26日まで
- 3 作業の種類
基準点測量

公 告

山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県立ふれあいの家
 - (2) 所在地 山形市長町二丁目10番20号
- 2 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

- (2) 申請時において、県内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第28項に規定する福祉ホームを運営していること。
- (3) 令和7年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
- イ 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号）で定める基準のうち、管理人に関するものを満たしていること。
 - ロ 配置する管理人については常勤とし、次の施設のいずれかにおいて職員として勤務した経験を有する者であること。
 - (イ) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設
 - (ロ) 法第5条第28項に規定する福祉ホーム
 - (ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (6) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (10) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (11) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (12) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)及び(5)から(11)までの要件を全て満たし、かつ、当該共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 人員配置計画が(4)のイ及びロの基準を満たしていること。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年 3 月県条例第11号）、山形県立ふれあいの家条例（平成18年 3 月県条例第22号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年 3 月県規則第 8 号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4 の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県視覚障がい者情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 6 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県視覚障がい者情報センター
- (2) 所在地 山形市十日町一丁目 6 番 6 号

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
 - イ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）で定める基準のうち、点字図書館の人員に関するものを満たしていること。
 - ロ 配置する司書については、図書館法（昭和25年法律第118号）第 5 条に定める資格を有する者であること。ただし、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。
 - ハ 配置する点字指導員、貸出閲覧員及び校正員については、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (4) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)及び(3)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 人員配置計画が(2)のイからハまでの基準を満たしていること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年 3

月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(630)2293

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 受付方法 4 の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3 月県条例第11号）、山形県視覚障がい者情報センター条例（昭和48年 3 月県条例第16号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年 3 月県規則第 8 号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4 の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 6 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県身体障がい者保養所東紅苑
- (2) 所在地 東根市温泉町二丁目16番 1 号

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月 31 日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第 1 項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き 3 年以上行っていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (9) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又

は受ける予定であること。

- (12) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)及び(4)から(11)までの要件を全て満たし、かつ、当該共同企業体のいずれかの構成員が(2)及び(3)の要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍・賃金向上推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県産業創造支援センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県産業創造支援センター
(2) 所在地 山形市松栄一丁目3番8号

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県産業労働部産業創造振興課スタートアップ推進室 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2708

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和7年7月8日（火）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県産業創造支援センター条例（平成11年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県産業創造支援センター条例施行規則（平成11年5月県規則第58号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 講習会の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年8月7日（木） 午前8時40分から午後5時まで

令和7年8月8日（金） 午前9時から午後5時10分まで

(2) 場 所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁

2 講義内容

(1) 家畜の取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 受講手続

受講申込書を令和7年7月18日（金）までに住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産振興課）に提出すること。

なお、受講申込書を提出する際に手数料（4,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付

すること。

4 その他

詳細については、農林水産部畜産振興課（電話023(630)2473）又は住所地为所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場
- (2) 所在地 鶴岡市由良地内

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県農林水産部水産振興課 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3299

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年7月3日（木）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な

方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3 月県条例第11号）、山形県漁港管理条例（昭和44年 3 月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年 3 月県規則第 8 号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4 の (2) に掲げる担当に行うこと。

漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設の指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 6 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 漁船以外の船舶が使用することができる堅苔沢漁港の船舶保管施設
- (2) 所在地 鶴岡市堅苔沢地内

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）
- (2) 配布場所 山形県農林水産部水産振興課 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号 023(630)3299

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和 7 年 7 月 3 日（木）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後

5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

- (2) 受付方法 4 の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3 月県条例第11号）、山形県漁港管理条例（昭和44年 3 月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年 3 月県規則第 8 号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4 の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県眺海の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和 7 年 6 月 10 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県眺海の森
- (2) 所在地 酒田市土渕、同市山寺及び同市田沢地内

2 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から 2 年を経過しない者でないこと。

- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の 6 第 1 項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15

分まで

- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課森林利用・林工連携担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2527

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県眺海の森条例（昭和63年7月県条例第40号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県眺海の森条例施行規則（平成2年3月県規則第13号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

西藏王公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 西藏王公園
- (2) 所在地 山形市大字岩波～上桜田

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
- ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所

- イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

- ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年7月7日（月）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

山形県県立中学校・高等学校統合型校務支援システム再構築及び運用管理・保守業務 一式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県教育局高校教育課教育DX推進室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2792

3 落札者を決定した日

令和7年5月15日

4 落札者の名称及び所在地

東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号

5 落札金額

429,000,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和7年4月4日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

県立高校校内無線LAN拡張整備業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県教育局高校教育課教育DX推進室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2792
- 3 落札者を決定した日 令和7年5月15日
- 4 落札者の名称及び所在地
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 5 落札金額 72,050,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和7年4月4日

山形県金峰少年自然の家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 須 貝 英 彦

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 山形県金峰少年自然の家
山形県金峰少年自然の家海浜自然の家
 - (2) 所在地 鶴岡市高坂字杉ヶ沢54番地1（山形県金峰少年自然の家）
飽海郡遊佐町菅里字菅野299番（山形県金峰少年自然の家海浜自然の家）
- 2 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受け、又は受ける予定であること。
 - (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項た

だし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 配布場所 山形県教育局生涯教育・学習振興課 青少年教育施設担当 郵便番号 990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号 023(630)3343

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 15 日（火）まで（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 受付方法 4 の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年 3 月県条例第 11 号）、山形県青少年教育施設条例（昭和 52 年 3 月県条例第 25 号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月県規則第 8 号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4 の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、山形県知事、山形県教育委員会教育長及び山形県公安委員会委員長から、令和 7 年 3 月 25 日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和 7 年 6 月 10 日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

監 査 対 象 機 関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
福祉相談センター	前年度会計の監査において、指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	赴任旅費の算定を行う際の提出書類について、人事異動内示後速やかに示し、異動後提出できるよう依頼する。 また、提出のあった職員の分から順次支給事務を行うよう事務処理を進める。 通勤手当額算定を確認するため、内申書には表示されないデータを紙面化し、決裁時に確認できるよう整理する。 日額報酬の算定事務において、経験年数算定を確認するため、各個人ごとの計算書に積算のもととなる年数を記載し、決裁時に複数で確認できるよう整理する。

工業技術センター	未収金等の債権の管理が適切でないもの	総務課事務員が随時財務会計システムにより収納状況を確認し、納期限が到来する案件を担当者に伝えることで、未収金発生防止を促すこととした。 また、納期限を超過した案件については、必要に応じて月ごとに督促状発行整理簿を調製し、所長の元でこれを管理することにより未収金に係る催告漏れを防止し、債権の収納促進を行った。
寒河江高等学校	前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの	契約約款を用いて長期継続契約を締結する場合は、関係通知や手引きを確認するとともに、早めに出納等への相談を行い、契約解除条件等を適切に設定する。
新庄警察署	支出事務が適切でないもの	照会の回答に係る手数料の請求書を受理した際は、照会管理簿に記載し、担当者の上司等複数人による点検を定期又は随時に行い、処理状況の確認を徹底することで支払遅延の防止を図る。
博物館	契約の締結又は履行が適切でないもの	今回指摘を受けた契約について当初、財務規則135条第7号で契約保証金を免除できると思い免除としたが、実際は7号で免除することができない契約だった。 今後契約締結するものについて、契約保証金の確認シートを作成し、契約相手方決定時に確認を行うことにした。
新庄北高等学校	財産の管理が適切でないもの	今回手続き漏れのあった教育財産の目的外使用許可に係る業務を含む財務事務全般について、一連の事務手続きを一覧化した「チェックシート」を作成し、事務部職員全員で進行管理を徹底することにより、適切な事務の執行を図る。
新庄南高等学校	公金等、公印又は文書の管理事務が適正に処理されていないもの	公金等に係る通帳印及び通帳印管理印の適正管理、並びに出金した現金と通帳・支出伺いとの突合確認を徹底し、適正な事務処理を行う。

新庄養護学校	執行管理体制が適切でないもの	期末勤勉手当の算定や通勤手当の認定に当たっては、関係通知や手引き等を再度確認するとともに、決裁の際に複数でのチェックを確実に行う。 また、給料関係事務について、年度初めに必要な事務処理一覧を作成するとともに、不備が発生した事項については経過を記録し、事務室全体で共有することにより、適切な事務の執行を図る。
--------	----------------	---

山形県営駐車場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和7年6月10日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県営駐車場
(2) 所在地 山形市旅籠町三丁目5番10号

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けた又は登録を受ける予定であること。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
 - ハ 代表となる法人等が納税地を所管する税務署長に消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の6第1項ただし書に規定する届出書を提出し、又は提出する予定であること。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和7年6月10日（火）から同年7月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所
山形県企業局総務企画課 経営戦略推進室企画調整担当
郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2786
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和7年7月2日（水）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。